

◇大阪市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

- 1 災害応急作業等派遣手当を新設することにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規程は、公布の日（令和6年5月30日）から施行することにしました。ただし、一部の規定は、令和6年1月1日から適用することにしました。

（水道局総務部職員課）